

新型コロナワクチン接種に関する公的関与の規定の適用について

改正前

新型コロナワクチン接種に関する公的関与（接種勧奨、努力義務）の規定の適用状況は以下のとおり。

・・・接種勧奨（予防接種法第8条）：全ての接種対象者

・・・努力義務（予防接種法第9条）：1～3回目は5歳以上、4回目は60歳以上

	1・2回目	3回目	4回目
60歳以上	接種対象者		
12～59歳			
5～11歳			
4歳未満	接種対象外		

※ 4回目接種においては、60歳未満の者については、18歳以上であって、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を対象としており、当該範囲において、接種勧奨規定が適用されることとなる。

新型コロナワクチン接種に関する公的関与の規定の適用について

改正後

新型コロナワクチン接種に関する公的関与（接種勧奨、努力義務）の規定の適用状況は以下のとおり。

・・・接種勧奨（予防接種法第8条）：全ての接種対象者

・・・努力義務（予防接種法第9条）：全ての接種対象者

	1・2回目	3回目	4回目	5回目
60歳以上	接種対象者			
12～59歳				
5～11歳				
4歳未満	接種対象外			

※ 1・2回目接種及び5～11歳の小児への接種については、引き続き従来株ワクチンを使用。